

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十八号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を次のように改める。

変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務で委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

- 一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務
 - 二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務
- 第二十条第二項第二号中「七百三十円」の下に「（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、四百十円）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会規則で定める業務については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号の業務 千六百円

二 第一項第二号の業務 千六十円（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、六百円）

第二十二條第二項第十七号を次のように改める。

十七 前項第十七号の業務 次のイ又はロに掲げる業務の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務 千百円

ロ 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務 七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たないときは、四百十円）

第二十三條第一項第六号及び第三項の表夜間看護手当の項を削る。

附則第二十六項中「学校職員勤務時間条例第四条第一項」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。